

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月14日

【四半期会計期間】 第49期第3四半期(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄大介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町三丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田篤

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店
(神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘二丁目7番11号)
株式会社伊藤園八千代支店
(千葉県八千代市大和田新田672番地4)
株式会社伊藤園大宮支店
(埼玉県さいたま市見沼区春岡三丁目20番地4)
株式会社伊藤園尼崎支店
(兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目5番33号)
株式会社伊藤園静岡支店
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)
株式会社伊藤園堺支店
(大阪府堺市北区北花田町二丁目202番地)
株式会社伊藤園名古屋東支店
(愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目1406番地)
株式会社伊藤園福岡支店
(福岡県福岡市博多区金の隈一丁目21番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第48期 第3四半期 連結累計期間		第49期 第3四半期 連結累計期間		第48期	
		自	平成24年5月1日 至 平成25年1月31日	自	平成25年5月1日 至 平成26年1月31日	自	平成24年5月1日 至 平成25年4月30日
会計期間							
売上高	(百万円)		307,250		333,910		403,957
経常利益	(百万円)		15,239		14,953		19,914
四半期(当期)純利益	(百万円)		8,698		8,703		11,244
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		9,976		9,500		13,723
純資産額	(百万円)		110,206		118,574		113,942
総資産額	(百万円)		227,428		241,355		244,970
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(普通株式)	(円)		69.29		69.52		88.64
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(第1種優先株式)	(円)		74.29		74.52		98.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)		69.09		69.32		88.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)		74.09		74.32		98.39
自己資本比率	(%)		48.3		48.8		46.3

回次		第48期 第3四半期 連結会計期間		第49期 第3四半期 連結会計期間	
		自	平成24年11月1日 至 平成25年1月31日	自	平成25年11月1日 至 平成26年1月31日
会計期間					
1株当たり四半期純利益金額 (普通株式)	(円)		9.35		3.08
1株当たり四半期純利益金額 (第1種優先株式)	(円)		9.35		3.08

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

インドネシアにおいて販売合弁会社のPT ITO EN ULTRAJAYA WHOLESALEを設立し、当第2四半期連結会計期間より、連結子会社として連結の範囲に含めております。

また、(株)土倉の株式を追加取得したことに伴い、当第2四半期連結会計期間より、連結子会社として連結の範囲に含めております。

さらに、インドネシアにおいて製造合弁会社のPT ULTRAJAYA ITO EN MANUFACTURINGを設立し、当第2四半期連結会計期間より持分法の範囲に含めております。

<飲食関連事業>

該当事項はありません。

<その他>

該当事項はありません。

この結果、当社の企業集団は、当社、子会社28社、関連会社1社により構成されることになりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期連結累計期間（平成25年5月1日から平成26年1月31日まで）におけるわが国の経済は、政府の経済対策や金融政策への期待とその効果から、輸出企業の業績改善、個人消費の持ち直し、雇用情勢の改善等の景気回復の兆しが見え始めております。その一方で、欧州政府の債務問題や新興国経済の鈍化に対する不安が、引き続きわが国の景気を押し下げるリスクとなっております。

飲料業界におきましては、新商品の積極的な導入もあり、市場全体での販売数量は引き続き増加しております。しかしながら、円安に伴う原材料・燃料コストの上昇懸念が残るなか、依然として消費者の節約志向や競争激化による低価格化、天候要因による厳しい状況が続いており、予断を許さない経営環境となっております。

このような状況のなか、当グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、中期経営計画（平成26年4月期にて売上高4,000億円以上、営業利益230億円）という目標達成に向け、当グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもな何を不満に思っているか」を常に考え、グループ一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,339億10百万円（前年同期比8.7%増）となりましたが、利益面におきましては、競争激化による販売費の増加により、営業利益153億31百万円（前年同期比1.4%減）、経常利益149億53百万円（前年同期比1.9%減）となり、四半期純利益87億3百万円（前年同期比0.1%増）となりました。セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

国内においては、主力製品であります「お~いお茶 緑茶」と「お~いお茶 濃い味」につきまして、「おいしいお茶は、いい畑から。」というメッセージを掲げ、伊藤園だからできる“畑、原料茶葉、製法のこだわり”を総結集し、“おいしさの集大成”2013年品質として、平成25年5月にリニューアルいたしました。さらに茶産地育成事業による契約茶園で丹念に育て上げた一番茶を100%使用している「お~いお茶 ぞっこん」をリニューアルいたしました。また簡単・手軽にお楽しみいただけるティーバッグを中心とする簡便性商品のラインアップの拡充と、リーフ製品「お~いお茶」シリーズを強化することで、日本茶市場全体の活性化、「お~いお茶」ブランドの更なる価値向上と販売強化を図ってまいりました。そのほか、平成25年6月発売の健康茶飲料である「ヘルシー ルイボスティー」や、野菜飲料の「1日分の野菜」においても順調に売上を伸ばしております。コーヒー飲料におきましては「TULLY'S COFFEE」ブランドシリーズが引き続きご好評をいただき、販売数量を伸ばすなど、業績の向上に寄与しております。

また、競争激化のなか、原価低減や各経費の見直しに努めた一方で、一層のブランド強化のため広告宣伝や販売促進費用を積極的に投入してまいりました。

チチヤス(株)においては、全国展開をしております「乳酸菌ソーダ」が、発売時より好調に推移しており、「朝のYoo」同様、チチヤスブランドとのシナジー効果を拡大しております。また、ネオス(株)は、西日本に強い販売チャネルを持っており、グループの自販機事業に関して、更なる強化が期待できます。

海外においては、ITO EN(North America)INC.の主力製品である「TEAS' TEA」が、順調に売上を伸ばしているほか、無糖茶飲料が好調に推移しております。さらに中国事業及び東南アジア事業の基盤確立へ向け、今日の健康志向の追い風と共に、積極的な海外展開を行ってまいりました。

この結果、リーフ・ドリンク関連事業の売上高は3,127億76百万円（前年同期比8.2%増）となり、営業利益は126億57百万円（前年同期比5.7%減）となりました。

<飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)は、引き続き好調に推移し、店舗数も548店と更なる拡充を続け、売上高は174億15百万円（前年同期比14.1%増）となり、営業利益は25億28百万円（前年同期比21.4%増）となりました。

<その他>

売上高は37億18百万円（前年同期比22.9%増）となり、営業利益は8億98百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

資産は前連結会計年度末と比較して36億15百万円減少し、2,413億55百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「現金及び預金」が20億56百万円、「受取手形及び売掛金」が28億94百万円減少し、「リース資産(有形)」が13億34百万円増加したことによるものです。

負債は前連結会計年度末と比較して82億47百万円減少し、1,227億80百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「支払手形及び買掛金」が49億62百万円減少したことによるものです。

純資産は前連結会計年度末と比較して46億32百万円増加し、1,185億74百万円となりました。主な変動要因といたしましては、四半期純利益87億3百万円による増加と、配当金の支払50億5百万円による減少によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当グループの研究開発費の総額は12億39百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	89,212,380	89,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない 標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	123,459,342	123,459,342		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成26年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。
- 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。

毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てとする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
- b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年10月28日
新株予約権の数(個)	320(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注) 3
新株予約権の行使期間	平成26年9月1日～平成31年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3) 新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

(調整後生じる 1 株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権を割り当てる日後に、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与される株式数を乗じた金額とする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件は、上記新株予約権の行使の条件及び下記新株予約権の取得事由及び条件の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合には、当社取締役会とする。）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年11月1日～ 平成26年1月31日		123,459,342		19,912		20,259

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 32,929,900		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 634,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,545,700	885,457	
単元未満株式	普通株式 32,080 第1種優先株式 1,317,062		
発行済株式総数	123,459,342		
総株主の議決権		885,457	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 三丁目47番10号	普通株式 634,600		普通株式 634,600	普通株式 0.71
計		634,600		634,600	0.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年5月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,856	42,800
受取手形及び売掛金	40,750	37,855
商品及び製品	21,771	21,932
原材料及び貯蔵品	7,156	8,414
その他	14,655	12,397
貸倒引当金	164	205
流動資産合計	129,025	123,194
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,297	18,366
土地	17,978	18,437
リース資産(純額)	33,561	34,896
その他(純額)	7,047	7,337
有形固定資産合計	75,885	79,037
無形固定資産		
のれん	17,258	16,332
その他	7,545	6,885
無形固定資産合計	24,803	23,218
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	15,256	15,904
固定資産合計	115,945	118,160
資産合計	244,970	241,355
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,474	24,512
短期借入金	508	5,507
リース債務	11,778	11,731
未払費用	18,023	17,293
未払法人税等	4,521	2,348
賞与引当金	3,047	1,690
その他	3,526	3,352
流動負債合計	70,880	66,436
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	6,602	1,755
リース債務	22,214	22,486
退職給付引当金	7,885	8,436
その他	3,444	3,666
固定負債合計	60,147	56,344
負債合計	131,028	122,780

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	80,747	84,426
自己株式	1,467	1,436
株主資本合計	119,451	123,161
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	925	1,122
繰延ヘッジ損益	30	-
土地再評価差額金	6,171	6,171
為替換算調整勘定	745	304
その他の包括利益累計額合計	5,960	5,352
新株予約権	34	42
少数株主持分	416	723
純資産合計	113,942	118,574
負債純資産合計	244,970	241,355

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成26年1月31日)
売上高	307,250	333,910
売上原価	162,257	173,766
売上総利益	144,993	160,143
販売費及び一般管理費	129,436	144,812
営業利益	15,556	15,331
営業外収益		
受取利息	19	18
受取配当金	45	66
為替差益	375	176
持分法による投資利益	164	75
その他	357	354
営業外収益合計	962	690
営業外費用		
支払利息	918	940
製品自主回収関連費用	210	5
その他	150	122
営業外費用合計	1,279	1,068
経常利益	15,239	14,953
特別利益		
固定資産売却益	0	1
固定資産受贈益	-	2
投資有価証券売却益	0	2
段階取得に係る差益	260	-
負ののれん発生益	-	198
その他	2	3
特別利益合計	264	208
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産廃棄損	49	19
災害による損失	11	-
投資有価証券評価損	10	10
減損損失	55	44
段階取得に係る差損	-	73
特別損失合計	126	149
税金等調整前四半期純利益	15,377	15,012
法人税等	6,684	6,148
少数株主損益調整前四半期純利益	8,692	8,864
少数株主利益又は少数株主損失()	6	160
四半期純利益	8,698	8,703

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成26年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,692	8,864
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	277	186
繰延ヘッジ損益	5	30
為替換算調整勘定	989	468
持分法適用会社に対する持分相当額	10	10
その他の包括利益合計	1,283	636
四半期包括利益	9,976	9,500
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,961	9,311
少数株主に係る四半期包括利益	14	188

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	インドネシアにおいて販売合併会社のPT ITO EN ULTRAJAYA WHOLESALEを設立し、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、(株)土倉の株式を追加取得したことに伴い、当第2四半期連結会計期間より、連結子会社として連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	インドネシアにおいて製造合併会社のPT ULTRAJAYA ITO EN MANUFACTURINGを設立し、当第2四半期連結会計期間より持分法の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
投資その他の資産	380百万円	349百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)
減価償却費	9,946百万円	11,261百万円
のれんの償却額	863百万円	985百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
平成24年12月3日 取締役会	普通株式	1,682	19	平成24年10月31日	平成25年1月15日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成24年10月31日	平成25年1月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年7月25日 定時株主総会	普通株式	1,682	19	平成25年4月30日	平成25年7月26日	利益剰余金
	第1種 優先株式	819	24	平成25年4月30日	平成25年7月26日	利益剰余金
平成25年12月2日 取締役会	普通株式	1,682	19	平成25年10月31日	平成26年1月15日	利益剰余金
	第1種 優先株式	819	24	平成25年10月31日	平成26年1月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	288,964	15,261	3,024	307,250	-	307,250
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	171	408	1,811	2,391	2,391	-
計	289,136	15,669	4,835	309,641	2,391	307,250
セグメント利益 又は損失()	13,419	2,082	853	16,356	799	15,556

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 832百万円、セグメント間取引33百万円
であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	312,776	17,415	3,718	333,910	-	333,910
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	205	509	1,878	2,593	2,593	-
計	312,982	17,924	5,597	336,503	2,593	333,910
セグメント利益 又は損失()	12,657	2,528	898	16,084	753	15,331

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 789百万円、セグメント間取引36百万円
であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)

「リーフ・ドリンク関連事業」のセグメントにおいて、(株)土倉の株式を追加取得し連結子会社としたことに伴い、当第3四半期連結累計期間において、負ののれん発生益を198百万円計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成26年1月31日)
(普通株式) 1株当たり四半期純利益金額	69円29銭	69円52銭
(第1種優先株式) 1株当たり四半期純利益金額	74円29銭	74円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8,698	8,703
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,160	6,157
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,538	2,545
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,902	88,580
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	34,172	34,160
(普通株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	69円09銭	69円32銭
(第1種優先株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	74円09銭	74円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	352	355
(うち新株予約権(千株))	(352)	(355)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,166	6,164
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,531	2,538
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

第49期（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）中間配当については、平成25年12月2日開催の取締役会において、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	普通株式	1,682百万円	第1種優先株式	819百万円
1株当たりの金額	普通株式	19円00銭	第1種優先株式	24円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日				
普通株式及び第1種優先株式				
平成26年1月15日				

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 3月14日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大瀧 克仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年11月1日から平成26年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年5月1日から平成26年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。